

主として個人破産の場合に，従来から破産管財事件では身ぐるみ換価されて破産者の再出発を困難にするという状況があり，一方，同時廃止事案では，一定の範囲で自由財産が確保されるという結果となっている。また，今日かなりの裁判所で運用されているいわゆる小規模管財事件では，換価基準を緩めることによりある程度の自由財産が認められている。このような状況の中で，今回の改正案では，破産者に自力更生を期待してかなり広範囲な自由財産が認められることとなった（なお，以下は改正法案がそのまま制定された前提で説明する）。

自由財産の範囲

1，自由財産とは

破産者に属する財産の中で，破産財団を構成しないものが自由財産であり，破産者が自由に管理・処分できる。具体的には，民事執行法上の差押禁止財産，管財人が財団から放棄した財産，新得財産（破産宣告後に破産者が取得したもの），である（かつては国外にある破産者の財産も自由財産であったが，今日では破産財団となっている。また法人破産でも自由財産はありうるが，本稿では大きく改正された個人破産に的を絞ることとする）。

2，改正前破産法の差押禁止財産

改正前破産法6条3項は，「差押フルコトヲ得サル財産ハ破産財団ニ属セス但シ民事執行法（昭和54年法律第4号）第131条第4号及第5号ニ掲クルモノ，同法第132条第1項ノ規定ニ依リ差押ガ許サレタルモノ...ハ此ノ限ニ在ラス」と規定していた。すなわち，個別執行を目的とする民事執行法上の差押禁止財産を包括執行である破産法上も破産財団から除外し，農業や漁業従事者の営業上必要なもの，及び拡張の裁判により差押えを許されたものは破産財団にするという構成であった。ただ，実務上は，破産管財人は，古い家財道具類についてさえも，債権者対策の必要性等から若干の金額での親族等による買取り等を慫慂していた。

一方，1980年前後から認められるようになり今日では全国的に定着している同時廃止では，「破産財団をもって破産手続費用を償えない場合」（破産法353条1項）が同時廃止の要件であるが，破産管財人の費用が支払えるかどうかは重要なら目安であり，数十万円の財産がある場合にも同時廃止が認められる結果，実質的には自由財産として破産者の手元にそれらが確保されるという運用が行われているところもある。

また，1999年に東京地裁から行われ出した小規模管財（破産管財人の費用を低廉にする代わりに手続を簡素化するもの）はその内容，特に管財人によって財団組入れをするための財産の換価基準に若干の相違はあるものの，今日ではかなりの裁判所で運用されているが，換価基準の緩やかなところでは，破産管財人による財団からの放棄という手法により，結果的にある程度の財産が破産者の手元に残される。

新しい自由財産の範囲

1, 99万円の現金が自由財産

破産法34条3項は、破産財団に属しないものとして、「民事執行法131条3号に規定する額〔標準的な世帯の2月間の必要生計費を勘案して政令で定める額の金銭〕に2分の3を乗じた額の金銭」、「差し押さえることができない財産（農業及び漁業従事者が所有する農機具・漁具等も今回の改正で自由財産となった）。ただし、同法132条1項（同法19条2条において準用する場合〔一般先取特権の実行としての動産競売〕を含む。）の規定により差押えが許されたもの及び破産手続開始後に差し押さえることができるようになったものは、この限りでない。」としている。

改正前民事執行法131条3号では、「標準的な世帯の1月間の必要生計費を勘案して政令で定める額の金銭」が差押禁止財産の1つであり、民事執行法施行令1条では、21万円と定めていた。しかし、平成16年4月1日施行の改正民事執行法では、上記「1月分」を「2月分」と改正し（なお、債務者等の生活に必要な食料及び燃料については、「2月間」が「1月間」に改正された）、改正破産法では、その「2分の3」、すなわち3か月分とした。また、政令で定める金銭は1980年以來据え置かれていたが、物価の上昇等を考慮して、21万円から33万円にアップされた。改正の審議の過程では、種々の立場からの議論がなされたが、中小企業の経営者の多くが会社の保証責任を負ったりして自己破産による再出発を困難にしてきていること等も考慮され、破産手続を利用した者であっても、経済的な再出発を自らの手でやりやすくするために、このように改正されたのである。

但し、注意を要するのは、ここで自由財産と認められるのは「現金」であり、預金や生命保険解約返戻金等は含まれない。

2, 拡張の裁判制度の新設（預金が多い場合など）

今日のカード社会では、現金以外の預金等も金銭と同じ認識で利用していることが多い。立法の過程では、預金等も金銭と同様に扱うことが大いに検討されたが、立法技術上の問題もあり、上記のような規定ぶりとなったが、同法4, 5項では、「裁判所は、破産手続開始の決定があった時から当該決定が確定した日以後一月を経過する日までの間、破産者の申立てにより又は職権で、決定で、破産者の生活の状況、破産手続開始の時に破産者が有していた前項各号に掲げる財産の種類及び額、破産者が収入を得る見込みその他の事情を考慮して、破産財団に属しない財産の範囲を拡張することができる。」、「裁判所は、前項の決定をするに当たっては、破産管財人の意見を聴かなければならない。」と規定した。

したがって、例えば、現金20万円、預金70万円というような場合には、この拡張の裁判がなされれば、自由財産と認められることとなる。また、多人数の世帯であったりして出費が標準的な世帯に比べて多いと認められるような事情がある場合には、99万円以上の自由財産が認められることもあり得る。ただ、容易に想像できることであるが、文言通りに形式的な適用をしなければならぬとすると、殆どの破産事件に破産管財人を選任する必要があり、多くの破産管財人は、拡張決定の可否についての調査・意見書の提出を、という事態も

生じうることになる。また、裁判所もいちいち拡張決定をしなければならぬとするとなかなか負担となる。さらには、同時廃止の運用に上記の改正がどのように影響するのか、実務上困難な問題が残っている。黙示の拡張決定的な手法が考えられないか、等、簡易でよりユーザーフレンドリーな個人破産の実務を改正法施行前に構築する必要がある。

次回、破産手続における債務者財産の換価に関する運用の在り方や、同時廃止への影響等について記述する。

